

配当・資本の払い戻し・株式売却時 における税務上の留意事項

KPMG in Mexico

2020年6月26日付で「資金調達における税務上の留意事項」というニュースレターを配信しておりますが、その中で増資後の投資回収方法として利用される配当、資本の払い戻しおよび株式の売却の際に生じる税務上の留意事項について簡単に説明いたしました。その留意事項の中でも①配当課税、②みなし配当課税および③株式売却益課税の項目につきましてはお客様よりよくご相談を受ける項目でもあることから、今回は本ニュースレターにおいてその詳細をテーマとして解説いたします。

目次

1. 配当課税
2. みなし配当課税
3. 株式売却取引課税

1. 配当課税

メキシコ所得税法上、メキシコ企業が配当を実施する場合で、かつ、税務上の未処分利益 (CUFIN) を超えて配当する場合には、追加課税として支払うべき税金額 (配当課税) が発生します (所得税法 第10条)。



配当課税に関する留意事項は、以下のとおりとなります。配当額がCUFIN残高を超過するかが重要となるため、CUFIN残高が適正かを配当実施前に検証することが必要となります。その上でCUFIN残高に余裕をもたせた配当政策を実施することで余計な税金負担を回避することができます。

- 配当課税額

配当額がCUFINを超過する配当を実施する場合、配当課税額は以下のように計算されます。

$$\text{配当課税額} = \text{CUFINを超過する配当額} \times \text{係数 (1.4826)} \times \text{税率 (30\%)}$$

- 法人所得税との相殺

配当課税により発生した税金については、配当年度に発生する法人所得税と相殺することができます。また配当年度において相殺できない配当課税がある場合は、当該未相殺額を2年間繰り越すことができ当該期間において発生する法人所得税と相殺することができます (すなわち、配当年度および翌2事業年度に渡り発生する法人所得税と相殺することが可能となります)。

- 納税期限

配当金が支払われた月の翌月17日までにメキシコ税務当局 (SAT) に納税する必要があります。

(数値例)

	配当額	CUFIN	配当課税
例①	150	200	N/A
例②	150	50	44

例① 実施する配当がCUFINの枠内 (配当額 150 < CUFIN 200) であるため、当該配当に関する課税は発生しません。

例② 実施する配当がCUFINを超過 (配当額 150 > CUFIN 50) しているため、当該配当に関して配当課税が発生します。配当課税額は44 (= (150-50) * 1.4826 * 30%) となり、当該44を配当金が支払われた月の翌月17日までに納税する必要があります。なお、配当課税額44と法人所得税との相殺に関する例示は次のとおりとなります。

		X1年度 (配当年度)	X2年度 (繰越年度)	X3年度 (繰越年度)
パターンA	(控除前) 法人所得税	50	-	-
	配当課税控除	△44	-	-
	(控除後) 法人所得税	6	-	-
	配当課税残高	0	-	-
パターンB	(控除前) 法人所得税	20	20	10
	配当課税控除	△20	△20	△4
	(控除後) 法人所得税	0	0	6
	配当課税残高	24	4	-
パターンC	(控除前) 法人所得税	20	10	5
	配当課税控除	△20	△10	△5
	(控除後) 法人所得税	0	0	0
	配当課税残高	24	14	9 (期限切れ)

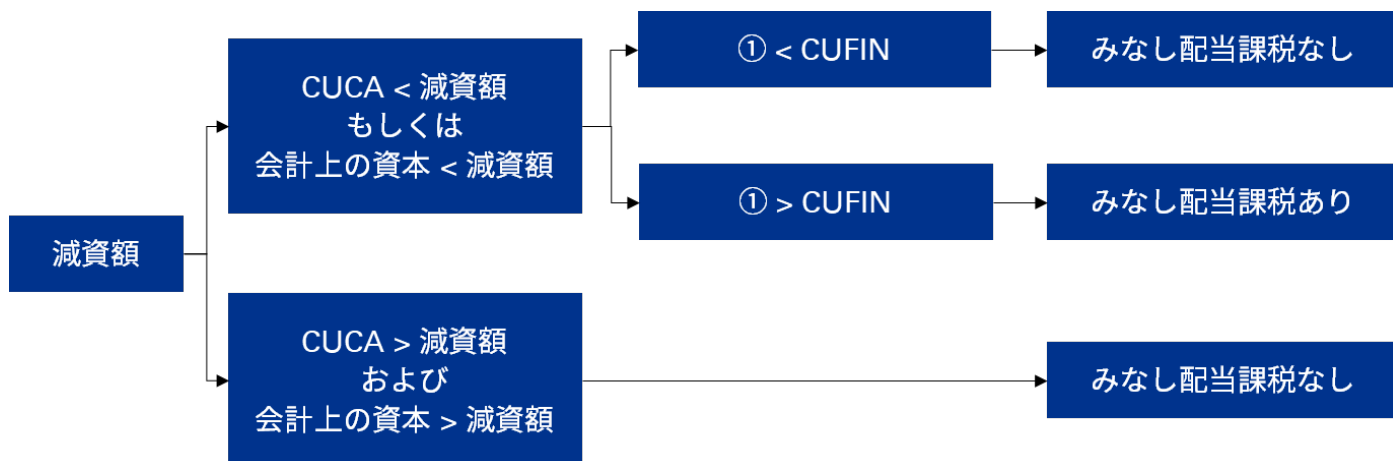
パターンA X1年度の確定申告時に法人所得税が50発生しているため、当該50から配当課税額44を控除することができ、X1年度の最終的な法人所得税は6となります。

パターンB X1年度の確定申告時に法人所得税が20しか発生していないため、当該20から配当課税額20を控除することができますが、24が繰り越しされます。当該24はX2年度に発生している法人所得税20とX3年度に発生している法人所得税10のうちの4と相殺されます。

パターンC パターン②と同様、X1年度の確定申告時に法人所得税が20しか発生していないため、当該20から配当課税額20を控除することができますが、24が繰り越しされます。また、X2年度とX3年度に発生している法人所得税の合計が15であるため、X3年度末時点で9の配当課税が相殺されず残っていますが、当該未相殺の配当課税額は繰越期限切れのため、X4年度以降に使用することができません。

2. みなし配当課税

メキシコ所得税法上、資本の払い戻し（減資）を実施する際、当該払戻額が税務上の資本（CUCA）を上回る場合等にみなし配当として課税される場合があります（所得税法第78条）。



(※) ① = 「減資額－CUCA」と「減資額－会計上の資本」のうちいずれか大きい額

みなし配当課税に関する留意事項は、以下のとおりとなります。

- **みなし配当課税額**

みなし配当課税額は、以下のとおり計算されます。

- ① CUCAベースでの分配利益 = (1株当たり減資額－1株当たりCUCA) × 株数
- ② 会計上の資本ベースでの分配利益 = 会計上の資本－CUCA
- ③ 課税対象分配利益 = ①と②のうち大きい金額－CUFIN
- ④ 課税金額 = 課税対象分配利益 × 係数 (1.4286) × 税率 (30%)

- **法人所属税との相殺**

配当課税と同様の取扱いとなります。

- **納税期限**

配当課税と同様の取扱いとなります。

(数値例)

	減資額	CUCA	会計上の資本	CUFIN	みなし配当課税
例①	100	500	400	-	N/A
例②	600	500	400	300	N/A
例③	600	500	400	100	44

例① CUCA 500 > 減資額 100および会計上の資本 400 > 減資額 100のため、みなし配当課税は発生しません。

例② CUCA 500 < 減資額 600 および会計上の資本 400 < 減資額 600であり、分配利益 200 (「減資額－CUCA」の100と「減資額－会計上の資本」の200のうち大きい金額) < CUFIN 300であるため、みなし配当課税は発生しません。

例③ CUCA 500 < 減資額 600 および会計上の資本 400 < 減資額 600であり、分配利益 200 (「減資額－CUCA」の100と「減資額－会計上の資本」の200のうち大きい金額) > CUFIN 100であるため、みなし配当課税が発生します。みなし配当課税額は44 (= (200-100) * 1.4286 * 30%) となります。

3. 株式売却取引課税

メキシコ所得税法上、メキシコ非居住者または外国法人である株主（納税者）が保有するメキシコ企業（非上場企業）の株式を売却した場合、当該取引はメキシコにおいても課税対象となります（所得税法 第161条）。

当該非居住者または外国法人によるメキシコ企業の株式売却取引に係る課税額は、以下のいずれかとなります。

- 譲渡価格×25%（原則）
- 売却益×35%（一定条件（※）を満たす場合に選択できるオプション）

（※）以下の要件を充足した納税者のみが当該オプションを選択することができません。

- ✓ メキシコ国内に法定代理人を有すること
- ✓ SATに登録されている公認会計士が作成した税務意見書（譲渡価格に関する意見等）を提出すること

株式売却取引課税に関する留意事項は、以下のとおりとなります。

- 譲渡価格の決定

関連者に対して株式を売却する場合の譲渡価格は、移転価格税制の影響を考慮する必要があります。すなわち、移転価格税制の観点からは譲渡価格は独立企業間価格と同等の価格とする必要があることから、譲渡価格を決定するにあたり例えば簿価での譲渡等を検討される場合は株価算定レポート等によりその譲渡価格の妥当性を説明する資料を準備することが必要となります。

- 納税期限

当該売却による収入を得てから15日以内に申告書を提出し、税金を支払う必要があります。売却を行うメキシコ非居住者または外国法人は、SATへ申告書を提出・納税できないため、これらの手続きは全て法定代理人を通して行うこととなります。

- オプション（売却益に対する35%課税）適用時の留意事項納税期限

- ✓ オプションを選択する場合、SATに登録されている公認会計士が作成した税務意見書（譲渡価格に関する意見等）を提出することが求められます。当該税務意見書は、当該取引に関する法人税申告書を提出してから30日以内に提出する必要があります。
- ✓ 売却益は、譲渡価格－原価（※）にて計算されます。
- ✓ （※）原価はインフレ調整等のメキシコ税法（所得税法 第22条）にしたがって計算する必要がある点に留意する必要があります（原価は、インフレ調整後の取得価額に取得時から売却時までのCUFIN増加額（売却部分相当）を加味した金額がベースとなります）。

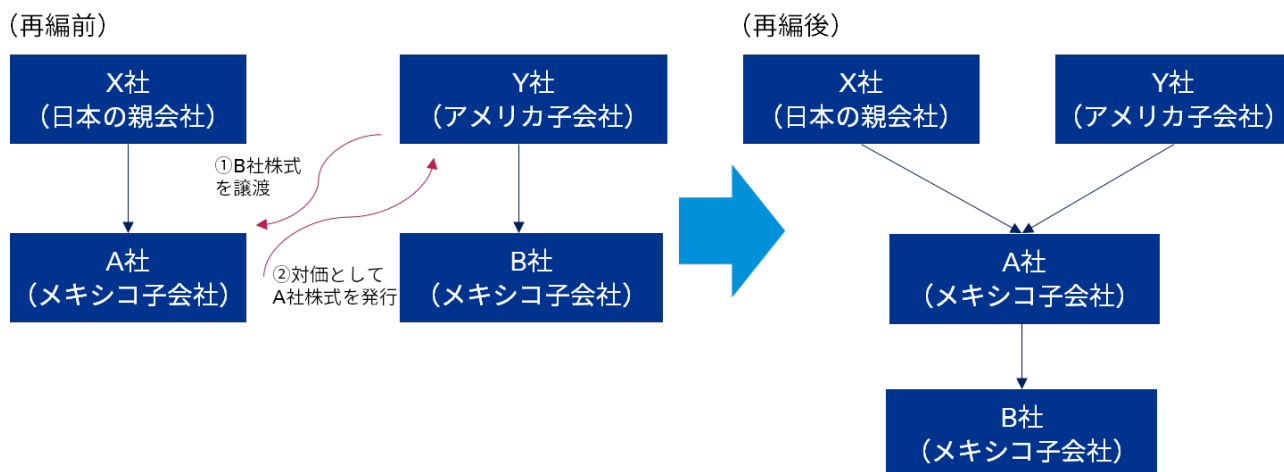
(简单数值例)

	金額
(A) 譲渡価格	100
(B) 取得原価 (取得時)	50
(C) 取得原価 (売却時)	60
(D) CUFIN (取得時)	10
(E) CUFIN (売却時)	30
(F) 発行済株式に対する売却株式の割合	60%
(G) 売主に帰属するCUFIN ((E-D)*F)	12
(H) 原価 (C+G)	72
(I) 売却益 (A-H)	28

● グループ会社組織再編における株式交換での課税の繰延

グループ会社の組織再編において、下記の要件を満たした場合に限りメキシコ非居住者または外国法人(下記の図例でいうY社)は当該グループ会社の組織再編から発生する株式譲渡益に対して課せられる課税の繰延が可能となります(ただし、グループ外へ当該株式が移転するまでの間に限ります)。

- ✓ 組織再編前にSAT (メキシコ税務当局) からの事前承認を得ている場合
- ✓ 当該株式の移転が株式交換にて実施される場合(現金取引の場合は対象外)



当該課税繰延を行うにあたり、以下の要求事項を遵守する必要があります。

- ✓ メキシコ国内に法定代理人を有し、当該法定代理人によりSATに登録されている公認会計士が作成した税務意見書(譲渡価格に関する意見等)を提出することが求められます(オプションを選択する場合と同様)。
- ✓ 毎年3月15日までにSATに対して当該グループでの株式保有が継続している事実を報告する必要があります。

なお、再編後に当該株式がグループ外へ将来移転された場合、再編時に繰延べられていた税金につき、(課税が発生していた日から支払日までの期間に係る)インフレ調整後の税額を取引後15日以内に支払う必要があります。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2020 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., a Mexico civil partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.